

### R4.3.2 議会運営委員会

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
また、知事から議案が追加提出されるとのことであるので、これについても併せて御協議いただきたいと思う。  
協議事項に入る前に、2月22日の本会議で、金岡佳時議員が新たな議会運営委員として選任された。  
金岡委員には、委員席が指定されるまでの間、仮席にお座りいただいている。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

#### 1. 委員席の指定について

明神委員長 初めに、委員席の指定を行う。  
西内健委員に坂本委員の右隣の席へ移っていただき、西内隆純委員、田中委員にはそれぞれ左隣へ移動していただき、金岡委員には、ただいま田中委員がお座りになっている席に座っていただくことで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
座席を移動願う。

(事務局、名札を置く)

明神委員長 これを、委員席と決定する。

#### 2. 議案の追加提出について

##### (1) 追加提出予定議案

明神委員長 次に、追加提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

徳重総務部長 本日追加提出させていただく議案について御説明する。お手元の令和4年2月高知県議会定例会追加提出予定案件概要という資料を御覧願う。

提出させていただく議案は、令和4年度一般会計補正予算の1件である。高知県議会議員補欠選挙香南市選挙区に要する経費について補正予算を追加提出させていただくものである。内容の詳細については、この場では省略する。

私からの説明は以上である。よろしく願います。

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

明神委員長 それでは、ただいま総務部長から説明のあった第72号令和4年度高知県一般会計補正予算については、本日の会議で日程に追加して議題とすることで、御了承願う。

(了承)

(2) 議事手続き

ア 提出者の説明

明神委員長

次に、議事手続についてである。  
この第72号議案については、本日の会議の冒頭、諸般の報告の後日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

イ 質疑

明神委員長

次に、第72号議案に対する質疑についてである。  
この議案については、開会日に提出されている議案74件とあわせて一括議題とし、質疑を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。  
次に、発言通告書の提出期限についてである。  
発言通告書の提出は、昨日の正午で締め切っているため、この議案に対する質疑を行う場合は、追加の通告をしていただく取扱いとし、その提出期限を本日の本会議開会時刻までとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。  
以上、ここまでの議事手続についてである。

3. 質疑並びに一般質問（一問一答）について

(1) 各会派の発言者数及び発言時間

明神委員長

次に、一問一答の各会派の発言者数及び発言時間についてである。  
1ページの資料1に記載のとおり、自由民主党が7人で335分、県民の会が2人で90分、日本共産党が2人で90分、一燈立志の会が1人で50分、公明党が1人で35分との届け出があったので、御了承願う。

(了 承)

(2) 質問者の発言順序等

明神委員長

次に、質問者の発言順序等についてである。  
発言順序については、2ページの資料2、日程案を御覧願う。  
申合せでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、  
3月9日水曜日の午前中は、自由民主党、県民の会、  
午後は、日本共産党、一燈立志の会、公明党、自由民主党、  
県民の会

#### R4.3.2 議会運営委員会

3月10日木曜日の午前中は、日本共産党、自由民主党  
午後は、自由民主党、自由民主党、自由民主党、自由民主党  
の順序にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。  
審議時間については、3月9日は5時間30分、3月10日は4時間30分、また休憩  
は議長の判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

#### (3) 発言時間等

明神委員長

次に、発言時間等についてである。  
各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許  
可を得た後、発言するというところで、御協力願う。

#### 4. 次期常任委員について

明神委員長

次に、4ページの資料3、次期常任委員についてである。  
次期常任委員会の会派構成については、前回の議運で、各会派に持ち帰り御検討  
いただき、次回の議運で協議することとしていた。  
まず、各委員会別の会派構成について、それぞれの御希望をお聞きしたいと思う。  
自由民主党から順に発言願う。

西内(健)委員

自由民主党は、総務が5名、危機管理5名、商工農林水産が4名、産振土木が5  
名を希望する。

坂本委員

県民の会は、総務1名、危機管理1名、商工農林水産2名、産振土木1名である。

米田委員

日本共産党は、総務が2名、あと3つの委員会が1名ずつである。

大石委員

一燈立志の会は、産振土木以外の3委員会に1名ずつ希望する。

黒岩副委員長

公明党は、総務と商工農林水産に1名ずつでお願いしたい。

明神委員長

各会派の御希望を事務局に整理させる。

吉岡議事課長

先ほどの結果を集計すると、総務委員会は10人のところ、自由民主党5人、県民  
の会1人、日本共産党2人、一燈立志の会1人、公明党1人の計10人と、定数と同  
じとなっている。

危機管理文化厚生委員会は9人のところ、自由民主党5人、県民の会1人、日本  
共産党1人、一燈立志の会1人の計8人と、定数9人を1人下回っている。

商工農林水産委員会は9人のところ、自由民主党4人、県民の会2人、日本共産

#### R4.3.2 議会運営委員会

党1人、一燈立志の会1人、公明党1人の計9人と、ちょうど定数9人と同じとなっている。

産業振興土木委員会は9人のところ、自由民主党5人、県民の会1人、日本共産党1人の計7人と、定数9人を2人下回っている。

改めて申し上げると総務委員会は定数10人のところ10人、危機管理文化厚生委員会は定数9人のところ8人で欠員が1、商工農林水産委員会は定数9人のところ9人、産業振興土木委員会は定数9人のところ7人で欠員2となっている。

以上である。

明神委員長

産業振興土木委員会が少ないが、いかがでしょうか。

西内(健)委員

産業振興土木委員会が7人と、定数から2人少ないわけであるので一度各会派へ持ち帰ってもう一度調整してみてはいかがか。

明神委員長

ほかに御意見はないか。

大石委員

確認だが、9分の7というのは今までの先例からすると何か問題はあるのか。

吉岡議事課長

問題点というのは特にはない。

坂本委員

持ち帰るが、結局それぞれが定員内であるので持ち帰ってもどこへ変えるかというのは会派の中でも議論がしにくいかと思う。結果的に先ほど大石委員が言われたように産業振興土木委員会が7人のままになったとして、それでいけないということではないということか。

吉岡議事課長

結果的に産業振興土木委員会が7人となっても特段問題点はない。

大石委員

そういう意味では現実的に考えると、9分の8の危機管理文化厚生委員会を削って産業振興土木委員会に持って行ったところで同じ話なので、総務委員会か商工農林水産委員会を削るということになるが、持ち帰ってもその方針はうちの会派としてはなかなか変わらないというのが率直な思いである。

最大会派の自由民主党でそういう調整をされることになるのかどうかということになるかと思うので、それでも持ち帰るということであればあれだが。問題がないのであれば、希望どおりというのも一つの方法ではないかと思う。

西内(健)委員

議員定数問題等調査特別委員会の中で、定数の維持、議論の活発化というところもある。産業振興土木委員会7人というのが果たして議論の活発化になるのかということも含めて一定程度の人数を確保すべきだと思うので、調整がきくかどうかは別にしてそれぞれ最低でも8人くらい委員をそろえるのが理想ではないかということで、持ち帰りとしたところである。調整がつかなら調整をお願いできればと思う。

明神委員長

それでは、令和4年度の各委員会別の会派構成については、再度会派に持ち帰って調整していただき、次回以降の議運で決定したいが、いかがか。

(異議なし)

#### R4.3.2 議会運営委員会

明神委員長            それでは、さよう決する。

#### 5. 決議案の提出について

明神委員長            次に、6ページの資料4、決議案の提出についてである。  
      全ての会派から、緊急を要する案件として、本日の本会議に決議案を提出したいとの申出があり、その案文をお手元にお配りしてある。  
      まず、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案について、提出会派を代表して、自由民主党から説明を求める。

西内(隆)委員            2月24日、ロシアによるウクライナ侵略が始まった。明確に国際法、国連憲章の違反であり、決して許される行為ではない。一刻も早い解決に向けて日本国、国際社会が連携して必要な措置を講じるよう強く求めるべきであると考えている。  
      については、我が県議会でも緊急ではあるが、資料4の内容で決議を諮りたいと思うので賛同をお願いしたいと思う。  
      なお、提出文面の修正をお願いしたい。平和的解決を図るよう強く訴える、と末尾にあるが、この内容だと読み方によっては当事者に読める可能性があるので、平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える、ということで内容の明瞭化を図りたいと思うので御理解のほどよろしく願います。

明神委員長            それではまず、緊急を要する内容ということであるので、この取扱いについて御協議願いたい。  
      この決議案について、緊急性を認め、本日の本会議に提案することについては、いかがか。

(な    し)

明神委員長            それでは、この決議案については、緊急性を認め、本日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長            それでは、さよう決する。  
      次に、この決議案については、所管の常任委員会に送付せず、議運で協議することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長            それでは、さよう決する。  
      それでは、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案の内容について御協議いただきたい。  
      全ての会派からの提出ということであるが、この場で改めて御意見があれば、どうぞ。

(な    し)

#### R4.3.2 議会運営委員会

明神委員長      それでは、この決議案については、議案として議運の委員の連名で本日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長      それでは、さよう決する。  
なお、細部の文案の調整については、正副委員長に一任願う。  
次に、本日の本会議での議事手続についてである。  
このロシアによるウクライナ侵略を非難する決議議案については、本日の本会議の議案に対する質疑並びに一般質問の後、日程に追加して議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、いかがか。

(異議なし)

明神委員長      それでは、さよう決する。

#### 6. 高知県議会災害対策本部設置要綱等の改正について

明神委員長      次に、7ページの資料5、高知県議会災害対策本部設置要綱等の改正についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

濱口総務課長      7ページの資料5をお開き願う。高知県議会災害対策本部設置要綱等の改正案についてである。

議会の災害対策本部の設置要件については、執行部の高知県災害対策本部の設置基準に準ずることとしている。今年度から、災害対策本部の組織や災害の種類や規模等による配備体制、動員体制を定めた高知県災害対策本部規程が改正された。背景としては、県内での地震発生時の状況や他県の状況を参考にしており、震度5弱の地震では、直ちに災対本部を設置しないことなど、配備基準が見直しされた。このことから、現在の議会災対本部の設置基準とずれが生じているため、執行部の災対本部の配備基準に合わせるように改正するものである。

新旧対照表の下の括弧書きには、見直し後の執行部における震災時の配備体制等を記載している。新たに震災第4配備を新設し、それぞれの配備の動員体制が見直しされた。表の左下、縦書きの災対本部体制であるが、県災対本部が立ち上がる配備体制は2つあり、1つは県内で震度5弱の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生した場合、または県に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生した場合に配備する震災第3配備と、県内で震度5強以上の地震が発生した場合、または県に大津波警報が発表されたときに配備する震災第4配備である。

新旧対照表を御覧願う。これまで、議会災対本部は震度5弱以上の地震が発生、または大津波警報が発表された場合に自動設置することとしていたが、執行部の規程に合わせ、震災時に県災対本部が設置される震災第3配備、または震災第4配備となった場合に議会災害対策本部を自動設置する改正案としている。また、御承認いただいた後には、災害発生時から5日目までの初動期の対応について取るべき対応を定めた南海トラフ地震等発生時における議会活動指針についても所要の改正を行いたいと考えている。

#### R4.3.2 議会運営委員会

最後に、先々月の1月に日向灘を震源とする震度5弱の地震が発生するなど、改めて危機管理意識を持っていただきたいこと、また県内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、議員の携帯電話に自動送信される安否確認メールに負傷の有無などを迅速に応答いただくこととしているので、御留意いただきたいと思う。

説明は以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、この件については、案のとおり改正することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、先ほど事務局から説明があったが、このことに伴う南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正については、議長に一任することで御了承願う。

#### 7. その他

##### (1) 意見書・決議案の提出期限

明神委員長

次に、その他についてである。

先ほど御協議いただいた決議案以外に会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日3月8日火曜日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

なお、3月8日の質問者は1名となっている。議運の申合せにより、提出期限が昼休みにかかる場合は、昼休みを除いた1時間以内となっているので、念のため申し添える。

##### (2) その他

明神委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。

今回の議運は、特別の事情がなければ、3月10日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。